

第3章

観光先進国の実現と美しい国づくり

第1節

観光をめぐる動向

1 観光立国の意義

観光は、急速な成長を遂げるアジアをはじめとする世界の需要を取り込むことによって、人口減少・少子高齢化が進展する中、国内外からの交流人口の拡大によって地域の活力を維持し、社会を発展させるとともに、諸外国との双方向の交流により、国際相互理解を深め、国際社会での日本の地位を確固たるものとするためにも、極めて重要な分野である。

2 観光の現状

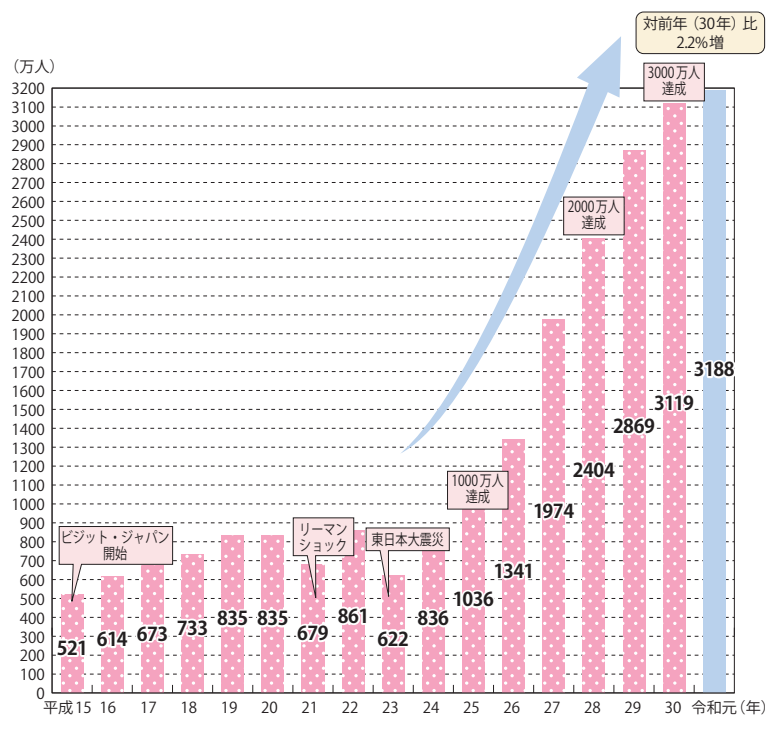
(1) 国内旅行消費額

令和元年の国内旅行消費額は、宿泊旅行と日帰り旅行の合計で21.9兆円（対前年比7.1%増）となった。国内旅行消費額のうち、宿泊旅行消費額は17.1兆円（対前年比8.6%増）、日帰り旅行消費額は4.8兆円（対前年比2.0%増）となった。

(2) 訪日外国人旅行者数

令和元年の訪日外国人旅行者数は、3,188万人（対前年比2.2%増）と昨年に続き3,000万人を突破し、7年連続で過去最高を更新した。国籍・地域別では、中国が約959万人と最も多く、初めて950万人を超えた。また、ビジット・ジャパン事業^{注1}の重点20市場^{注2}のうち、韓国を除く19市場において、年間での過去最高を記録した。

図表 II -3-1-1 訪日外国人旅行者数の推移



注1 平成15年から開始した訪日外国人旅行者の増加を目的とした訪日プロモーション事業

注2 韓国、中国、台湾、香港、タイ、シンガポール、マレーシア、インドネシア、フィリピン、ベトナム、インド、豪州、米国、カナダ、英国、フランス、ドイツ、イタリア、ロシア、スペイン

(3) 訪日外国人旅行消費額

訪日外国人旅行者数の増加に伴い、令和元年の訪日外国人旅行消費額は、4兆8,135億円と過去最高を記録した。国籍・地域別では、中国が1兆7,704億円（構成比36.8%）、次いで台湾が5,517億円（構成比11.5%）、韓国が4,247億円（構成比8.8%）、香港が3,525億円（構成比7.3%）、米国が3,228億円（構成比6.7%）の順となっており、これら上位5カ国で元年の訪日外国人旅行消費額全体の71.1%を占めた。

(4) 訪日外国人旅行者に占めるリピーター数

令和元年の訪日外国人旅行者に占めるリピーター数は2,047万人（対前年比5.6%増）となった。特に香港や台湾は、元年の来訪回数2回目以上の方の割合がそれぞれ88.1%、86.8%となっており、リピーター率が高くなっている。

(5) 訪日外国人の地方部における延べ宿泊者数

令和元年（速報値）の訪日外国人旅行者の地方部における延べ宿泊者数は3,921万人泊（対前年比1.9%増）となった。都道府県別に対前年比で見ると、宮城県（対前年比34.8%増）、山形県（対前年比33.1%増）、静岡県（対前年比30.4%増）等で大きく伸びた。

(6) アジア主要国における国際会議の開催件数に占める割合

令和元年の国際会議開催件数（速報値）は527件（対前年比4.4%増）、世界8位となった。また、アジア主要国における国際会議の開催件数に占める日本のシェアは30.4%となった。

(7) 出国日本人数

2019年の出国日本人数は、2,008万人（対前年比5.9%増）で、2020年までに日本人海外旅行者数を2000万人にするという政府目標を、1年前倒しで達成した。

第2節

観光先進国の実現に向けた取組み

「明日の日本を支える観光ビジョン」の短期的な行動計画として、令和元年6月14日の観光立国推進閣僚会議にて「観光ビジョン実現プログラム2019」を決定し、これに基づき、観光先進国の実現に向け、政府一丸となって各種施策を推進した。

1 観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に

(1) 魅力ある公的施設・インフラの大胆な公開・開放

首都圏外郭放水路の見学会のコース数を増加させるなど、インフラを観光資源として活用・開放し地域振興を図るインフラツーリズムを推進した。

コラム

インフラツーリズムによる観光・地域づくりの推進

ダム、橋、港等、世界に誇る土木技術等を観光資源として活用し観光・地域づくりを図る「インフラツーリズム」が盛り上がりを見せています。インフラツーリズムは、地域固有の財産であるインフラをもっとそばで見て、感じて、楽しむことで、インフラへの理解を深めていただくとともに、インフラと地域の連携により、周辺の観光資源等への立ち寄りを促し、地域の活性化に寄与することを目指して取り組んでいます。

国土交通省の平成28年1月に開設したインフラツーリズムポータルサイトに掲載している民間主催ツアーは、平成28年度の32件から令和元年度には137件に増加し、インフラ施設見学と地域での食事や観光地の周遊等を組み合わせたツアーが実施されています。インフラに来て見て学んで楽しんで、「インフラ見楽（けんがく）」、あなたも是非一度、体験してはいかがでしょうか。

首都圏外郭放水路（埼玉県）



天ヶ瀬ダム（京都府）



来島海峡大橋（愛媛県）



本州四国連絡高速道路㈱提供

関西国際空港（大阪府）



関西エアポート㈱提供

(2) 景観の優れた観光資産の保全・活用による観光地の魅力向上

良好な景観の形成や観光振興、安全で快適な通行空間の確保、道路の防災性の向上等の観点から、低コスト手法の普及、事業期間の短縮、固定資産税の特例措置の拡充などにより、無電柱化推進計画に基づき無電柱化を推進した。

また、全都道府県・市区町村を対象にした講習会等の開催等により、主要な観光地の市町村等における景観計画の策定を促進するとともに、国営公園で案内板の多言語化等を実施した。

河川においては「河川敷地占用許可準則」の緩和措置等により、民間事業者等による河川空間の活

用を支援し、旅行者を魅了する空間形成を推進した。

(3) 古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進

古民家等の歴史的資源を宿泊施設等に活用し地域の活性化に繋げるため、関係省庁と連携し、ワンストップ窓口での地域からの相談対応や、専門家の派遣等の支援を行っている。

また、不動産証券化を活用したモデル事業の実施や、実務に関する講習の実施等を通じて、不動産証券化事業の担い手を育成することにより、古民家等の再生を促進している。

(4) 新たな観光資源の開拓

訪日外国人旅行者の旅行消費額増加に向け、地域固有の観光資源を活用した新たな体験型観光コンテンツを開拓・育成する事業を実施した。

(5) 広域周遊観光の促進

訪日外国人旅行者等の各地域への周遊を促すため、調査・戦略策定からそれに基づく滞在コンテンツの充実、受入環境整備、情報発信・プロモーション等、地域の関係者が広域的に連携して観光客の来訪・滞在促進を図る取組みを支援している。また、地域の魅力・課題の発見や施策提案、関係者のスキル向上等に助言するため、地域へ専門家を派遣している。

また、国内外の旅行者に地方誘客動機を促し、新たな消費活動を創出するため、郷土食や温泉地、星空鑑賞など、全国各地に点在する共通のテーマを観光資源としてそれぞれの拠点をネットワーク化し、情報発信の強化や受入体制整備を図る取組みを「テーマ別観光による地方誘客事業」により支援している。

さらに、令和2年3月、訪日外国人の移動の実態（利用交通機関や周遊ルート等）が把握できるFF-Dataについて最新1年分（2018年分）を公表した。これにより、周遊ルートの分析や戦略的なプロモーション施策の企画立案・見直しへの活用が期待される。

このほか、北海道や沖縄においてビッグデータを活用しつつ、既存の道路や駐車場の容量・空間を賢く使い、即効性のある渋滞対策の強化に取り組んだ。加えて、国内外のサイクリストの全国各地への誘客を図るため、官民連携による先進的なサイクリング環境の整備を目指すモデルルートの取組みを推進した。また、日本を代表し、世界に誇りうるサイクリングロードについて国内外へPRを図るナショナルサイクルルート制度を令和元年9月9日に創設し、走行環境の整備及びサイクルツーリズム推進に向けたソフト施策の取組みが一定程度進んでいる、つくば霞ヶ浦りんりんロード、ビワイチ、しまなみ海道サイクリングロードを11月7日に第1次ナショナルサイクルルートに指定した。

(6) 「観光立国ショーケース」の形成推進

訪日外国人旅行者を地方へ誘客するモデルケースを形成するため、釧路、金沢、長崎の3市を選定し、各市における観光立国ショーケース実施計画に基づく取組みを支援している。

(7) 東北の観光復興及び各自然災害への対応

東北の観光復興の取組みを一層推進するため、平成28年を「東北観光復興元年」とし、各種施策

を推進している^注。また、2019年は「山形県沖を震源とする地震」、「令和元年房総半島台風（台風第15号）・令和元年東日本台風（台風第19号）」等大規模な災害が相次いで発生し、各観光地において深刻な影響を及ぼした。観光庁では、これら災害による風評被害等の影響を最小限に留めるべく、各種観光支援策を講じた。

2 観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に

（1）観光関係の規制・制度の適切な運用及び民泊サービスへの対応

平成30年1月に施行された「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律」に基づき新たに12地域で地域通訳案内士制度が導入（令和2年3月31日現在で37地域にて導入・3,235名が登録）されたほか、通訳案内士の資格を有さない者であっても、「多様な主体による外国語ガイド」として、外国語を用いた有償での通訳案内業務を行うことが可能となったことから、その実態等を把握する調査事業を実施し、活動実態、国内での対応可能範囲、得意とするツアーのジャンル等の状況が判明した。また、旅行サービス手配業の登録制度について、都道府県等とも連携して制度周知を図り、令和2年1月1日時点で1,434社の登録がなされた。

また、「住宅宿泊事業法」に基づき、健全な民泊を推進している。住宅宿泊事業の届出住宅数は、令和2年3月11日時点で21,158件となった。さらに、東京オリンピック・パラリンピックに向けて、地域の交流を促進するため、元年12月にイベントホームステイ（イベント民泊）の実施要件を緩和した。

（2）産業界ニーズを踏まえた観光経営人材の育成・強化

観光分野における人材の育成及び確保のため、トップレベル、中核レベル、実務レベル、それぞれのレベルで取組みを行った。

トップレベルについては、我が国の観光産業を牽引する人材を育成するために、一橋大学及び京都大学の大学院段階（MBAを含む）に経営人材を恒常的に育成する拠点として、平成30年4月に設置した「観光MBA」について、全国の観光系大学・学部、大学院へ周知・展開を図るとともに、恒常的な経営人材育成拠点の構築に向けた検討・支援を実施した。

中核レベルについては、平成30年度に採択した神戸山手大学、信州大学、横浜商科大学、令和元年度（平成31年度）に採択した愛媛大学、滋賀大学、北陸先端科学技術大学院大学の6大学において地域の宿泊業等の経営力向上に向けた講座を開講した。

実務レベルについては、国内人材向けでは、地域の観光産業の強化・発展を推し進める実務人材を確保・育成するため、令和元年度は、全国3地域（乳頭温泉組合、栃木県観光物産協会、草津温泉観光協会）で人材の採用・定着に関する取組みをモデル事業として行った。

また、外国人材向けでは、平成31年4月に新たな在留資格である「特定技能」が創設され、宿泊業においても国内外において技能測定試験を実施した他、同年2月に宿泊業が技能実習制度「2号移行対象職種」へ追加されるなど、外国人材の受入れを進めている。

（3）宿泊施設不足の早急な解消及び多様なニーズに合わせた宿泊施設の提供

平成28年6月に発出した宿泊施設の整備に着目した容積率緩和制度の創設に係る通知に基づき、

注 東北の観光復興については、第1章第4節（2）を参照。

積極的な取り組みを進めるとともに、旅館・ホテル等の宿泊施設におけるインバウンド対応の取り組みへの支援を行い、多様なニーズに合わせた宿泊施設の提供を促進した。

(4) 観光地域づくり法人 (DMO) を核とする観光地域づくりの推進

観光地域のマネジメント及びマーケティングを担う観光地域づくり法人 (DMO)^注を核とする観光地域づくりを推進するため、令和2年3月31日時点で281団体を登録するとともに、情報・人材・財政の3つの側面から支援を行った。

(5) 「観光地再生・活性化ファンド」の継続的な展開および次世代の観光立国実現のための財源の展開

観光庁と包括的連携協定を締結している(株)地域経済活性化支援機構 (REVIC) において、令和元年6月、地域の観光資源の磨き上げ等を図るため「観光遺産産業化ファンド」が設立された。観光庁では、同機構と連携して、本ファンドの設立に向けたファンドの方針や投資分野の選定を行ったほか、関係省庁等と同機構からなる会議を開催するなどの取り組みを行った。

また、観光先進国の実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図る観点から、観光促進のための税として国際観光旅客税が創設された (平成31年1月7日制度開始)。財源の用途に関しては、受益と負担の関係から日本人出国者を含む負担者の納得が得られ、先進的で費用対効果が高く、地方創生をはじめとする我が国が直面する重要な政策課題に合致するものに充てることとしている。

(6) オリパラ後を見据えた訪日プロモーションの戦略的高度化及びインバウンド観光促進のための多様な魅力の対外発信強化

日本政府観光局は、欧米豪地域からのインバウンドを更に促進するため、平成30年2月から、日本の旅行先としての認知度向上を目的とした「Enjoy my Japan グローバルキャンペーン」を開始し、デジタル技術を活用しつつ、ウェブを中心に広告・情報発信を展開した。

また、日本政府観光局のウェブサイト等の利用状況等をデータとして蓄積・活用することで、外国人旅行者の興味関心等の定量的な分析を可能とし、ニーズに応じた機動的なプロモーションにつなげた。

さらに、地方部への誘客を促進するため、日本政府観光局が地方自治体等に対してインバウンドの最新動向などを提供するセミナー等を開催した。

(7) MICE 誘致の促進

我が国のMICE国際競争力の更なる強化に向けて、平成30年7月に策定した「MICE国際競争力強化委員会提言」等に基づき、MICE誘致に意欲的な都市に対する機能高度化支援、関係省庁や日本政府観光局 (JNTO) と連携した取り組みを実施する等、より一層取り組みを強化した。また、グローバル企業のビジネス活動を支える会議施設等の整備への支援を実施している。

(8) ビザの戦略的緩和

ロシアについて、8項目の協力プランに関与するロシア企業等の常勤者に対する数次ビザの発給や、大学生等に対する一次ビザ申請手続の簡素化を実施した。また、カタール及びラオスに対する商用目的、文化人・知識人向け数次ビザの発給対象者の拡大及びビザの有効期限を延長した。

注 DMO : Destination Management/Marketing Organization

(9) 訪日教育旅行の活性化

日本政府観光局が運営する一元的窓口を通じ、訪日教育旅行のマッチングを支援したほか、教育関係者等の招請事業等を行った。

(10) 観光教育の充実

子供たちが地元や日本各地の歴史や文化の魅力的な観光資源等を学習し、その魅力を自ら発信できることを目指す観光教育では、小学校・中学校の社会科教育と観光教育の連携を図った学習指導案を制作し、観光庁のウェブサイトで公開した。

(11) 若者のアウトバウンド活性化

平成31年1月に「若者のアウトバウンド推進実行会議」を設立し、本会議の取組みとして、令和元年に官民連携による「ハタチの一步～20歳 初めての海外体験プロジェクト～」を実施した。

また、若者に旅の意義や素晴らしさを伝える「若旅授業」の全国展開に向け、文部科学省、地方運輸局、教育委員会や関係機関等と連携を強化し、31年度は計15回（うち地方部が8回）実施した。

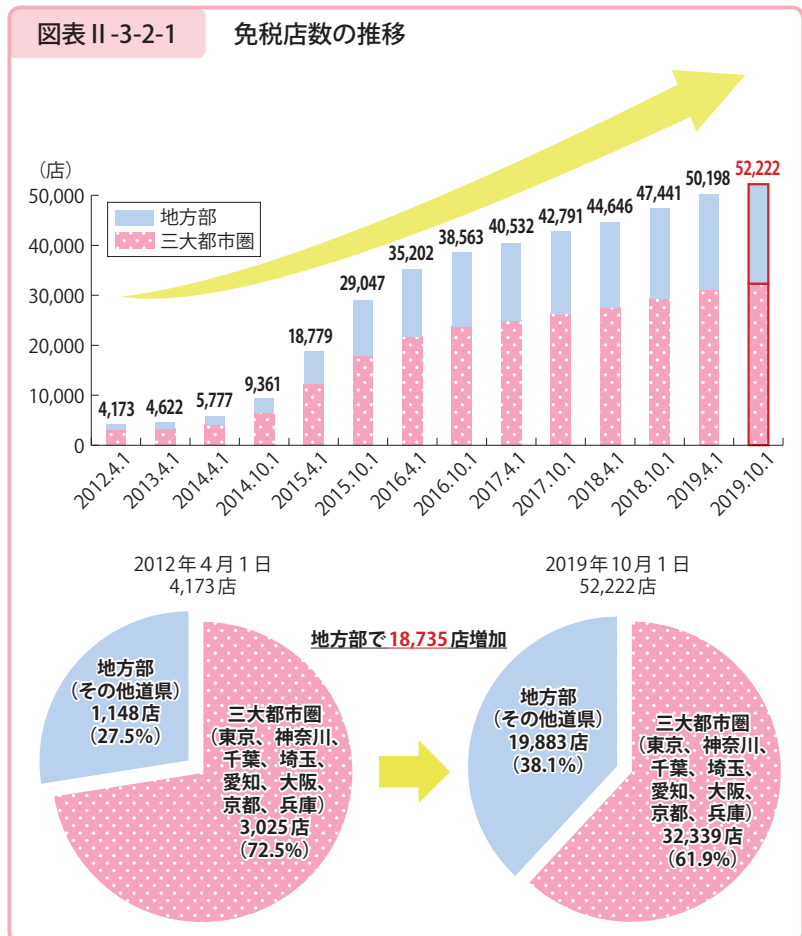
3 すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に

(1) 最先端技術を活用した革新的な出入国審査等の実現

関係省庁と連携の下、入国審査の待ち時間を活用して個人識別情報を事前取得するバイオカートの配備港を17空港から20空海港に拡大したほか、日本人出帰国及び外国人出国手続のための顔認証ゲートを羽田、成田、中部、関西、福岡、新千歳空港に導入した。また、事前にアプリで携帯品を電子申告した場合に迅速な通関を可能とする税関検査場電子申告ゲートを成田空港に導入し運用開始した。

さらに、羽田、成田空港では、搭乗関連手続を顔認証により一元化する機器の導入に向け、取り組みを進めた。

図表 II-3-2-1 免税店数の推移



(2) 民間のまちづくり活動等による「観光・まち一体再生」の推進

拠点駅周辺の案内サイン、バリアフリー交通施設、歩行空間等の整備を支援し、わかりやすく使いやすい歩行空間のネットワークの構築を推進している。

(3) 訪日外国人旅行者受入環境

観光地や公共交通機関等における多言語対応、無料公衆無線LAN環境の整備や公衆トイレの洋式化等に対する支援を行った。

また、旅館・ホテル等の宿泊施設におけるインバウンド対応の取り組みへの支援を実施した。さらに、飲食・小売店等のバリアフリー化支援を開始した。

また、令和元年7月より、既に消費税免税店の許可を受けている事業者が、地域のお祭り等に臨時出店する場合において、事前の手続により免税販売を可能とした。これにより、地域のイベント等における特産品等の外国人旅行者への販売機会が拡大した。加えて、免税販売手続の電子化（令和2年4月より施行）の円滑な実施のため、関係省庁と協力し、必要となるシステム開発や事業者への周知徹底に取り組んでいる。

さらに「道の駅」について、外国人案内所のJNTO認定取得や多言語表示の整備等のインバウンド対応を促進し、地域のインバウンドの受入拠点とする取り組みを推進した。

(4) 急患等にも十分対応できる外国人患者受入体制の充実

「外国人患者を受け入れる医療機関」について、令和元年度に約1,970の医療機関をリスト化し、多言語で情報発信を行った。また、引き続き外国人旅行者が医療費の不安なく治療が受けられるように、入国前後の様々な段階において旅行保険への加入を促進した。

(5) 「地方創生回廊」の完備

「ジャパン・レールパス」について、訪日外国人旅行者が購入しやすい環境整備のため、令和2年6月より、インターネットを通じたジャパン・レールパス購入及びこれに基づく指定席の予約が可能となった。

さらに、多様な交通モードが選択可能で利用しやすい環境を創出し、人とモノの流れや地域活性化のさらなる促進のため、バスを中心とした交通モード間の接続（モーダルコネクト）の強化を推進している。31年4月には国道15号品川駅西口基盤整備が事業化され、リニア開業時（令和9年）の概成を目標に整備を進めている。今後、官民連携を強化しながら、品川駅及び神戸三宮駅をはじめとする戦略的な集約型公共交通ターミナル「バスタプロジェクト」を全国で展開していく。

訪日外国人旅行者をはじめ、すべての利用者にわかりやすい道案内を実現するため、整備の進む我が国の高速道路ネットワークにおいて、高速道路に路線番号を付す「ナンバリング」を導入し、道路標識に路線名、路線番号、英語表記を記載するよう基準を改定し、全国で令和2年度中に完了する予定である。また、高速道路上で出口を案内する表示とは別の部分に一般道路の行き先地名に関する表示の特例を追加し、経路を把握しやすいよう取り組んでいる。

高速道路会社等が、レンタカーを利用する訪日外国人旅行者向けに、全国の各エリアを対象とした高速道路の周遊定額パスを実施している。

海事分野においては、旅に係る新サービス創出の促進を図るため、平成28年4月から3年間、「船旅活性化モデル地区」制度を設け観光利用に特化した航路の旅客船事業の制度運用を試験的に弾力化

した。この結果を踏まえ、31年4月からは「インバウンド船旅振興制度」を創設し、インバウンド等の観光需要を取り込む環境整備を図っていく（令和元年度承認等実績：5件）。

（6）地方空港のゲートウェイ機能強化とLCC就航促進

国際線就航による訪日客誘致の促進のため、平成29年7月より、当該取組みを行う地方空港を「訪日誘客支援空港」として認定し、国際線の新規就航・増便、旅客の受入環境高度化への支援等を実施している。

日本政府観光局においては、航空路線誘致のための国際商談会への参加や、新規就航・増便に合わせた共同広告を実施した。

また、民間の知恵と資金を活用して空港の活性化を目指すため、熊本空港、北海道内7空港、広島空港について、空港運営の民間委託に向けた手続き等を進めた。

さらに、羽田空港の飛行経路の見直しや、成田空港の高速離脱誘導路の整備、中部空港のLCC専用ターミナルの整備、福岡空港及び那覇空港の滑走路増設事業等、空港発着容量拡大等の取組みを進めた。

（7）クルーズ船の受入環境の整備

近年のアジアをはじめとした世界のクルーズ市場の拡大を踏まえ、我が国港湾のクルーズ需要やクルーズ船の大型化に対応し、既存ストックを活用した施設整備を行うとともに、地方公共団体等が行うクルーズ旅客の利便性、安全性の確保等を図る事業に対し、補助制度（国際クルーズ旅客受入機能高度化事業）による支援を実施した。

また、官民連携による国際クルーズ拠点として、平成30年度までに指定した7港に加え、31年4月に2港（下関港、那覇港）を指定した。

さらに、ベトナムにおける現地旅行会社等を対象とした商談会における日本発着クルーズの魅力発信や、上質な寄港地観光プログラムの造成を促進するためのクルーズ船社と寄港地側関係者の意見交換会及び「全国クルーズ活性化会議」と連携したクルーズ船社と港湾管理者等との商談会を開催した。

あわせて、クルーズ旅客等訪日外国人旅行者の満足度向上や地域の経済効果の拡大のため、水上交通や地域の観光資源を活用した新たなツアー造成やインバウンド対応を行うとともに、みななどのにぎわい創出に向けた取組みを進めた。

（8）公共交通利用環境の革新

訪日外国人旅行者のニーズが多い、鉄道車両の無料Wi-Fiについて、令和2年3月にはほぼすべての新幹線車両で導入を完了した。

元年10月からタクシーの乗車前に運賃が確定する事前確定運賃を導入し、2年3月、複数の旅客が相乗りして割安にタクシーを利用できるタクシーの相乗り、需要に応じて迎車料金が変わる変動迎車料金、事業者が利用可能区域や利用回数等の条件を定め、その範囲内で一定期間、定額で乗り放題とする運賃のルール化を図った。

また、大きな荷物を持ち運ぶ不便を解消するとともにオーバーツーリズム対策のため、空港・駅等で荷物の一時預かりや空港・ホテル等へ荷物を配送する手ぶら観光を推進した。（「手ぶら観光」共通ロゴマーク認定数：2年3月末現在566箇所）

平成30年4月に外国人観光旅客利便増進措置が定められたことを受け、31年3月に外国人観光旅客利便増進措置を講ずべき区間等として、鉄道227区間・バス190区間・旅客船12区間・旅客船ターミナル3港・エアライン18事業者・空港ビル64空港を指定し、公共交通事業者等から外国人観光旅客利便増進措置実施計画が提出された。

さらに、31年4月にフェリー・旅客船事業者と経路検索事業者間のデータ共有環境整備に向けて「標準的なフェリー・旅客船航路情報フォーマット」及び「簡易作成ツール」等を策定・公表し、事業者自身による航路情報のデータ整備を支援・推進しているところ、ツールの改良やツール入力支援動画の作成を実施するなどデータ化の促進を図った。

(9) 東京2020大会に向けたユニバーサルデザインの推進

平成29年2月に決定した「ユニバーサルデザイン2020行動計画」に基づき、共生社会の実現が東京2020大会のレガシーとなるよう「ユニバーサルデザインの街づくり」と「心のバリアフリー」を推進した。

これに関連して、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」について、平成30年5月に成立した改正法を平成31年4月に全面施行するとともに、令和2年2月、ハード対策に加え、移動等円滑化に係る「心のバリアフリー」の観点からの施策の充実などソフトの対策を強化する改正法案を第201回国会に提出した。

空港では、旅客ターミナルビル毎に数値目標を設定しており、成田空港及び羽田空港国際線ターミナルでは多機能トイレ又はトイレ機能の分散化、エレベーター増設・改修等を実施した。

バス・タクシーのバリアフリー車両導入促進を図ったほか、東京2020大会関連駅へのエレベーターの増設やホームドアの整備などのバリアフリー化について支援した。

また、旅館・ホテル等の宿泊施設におけるバリアフリー化への改修の支援を実施するとともに、観光案内所において、バリアフリー情報のきめ細やかな発信を可能とするための実証事業を実施した。

28年に東京都、千葉、埼玉、神奈川県内において「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた道路標識改善の取組方針」を策定し、英語表記改善、路線番号の活用、ピクトグラム・反転文字の活用、通称名表記・文字サイズ拡大、歩行者系標識の充実等による道路標識の改善に取り組んでいる。更に、全国にもインバウンド効果を波及させるため、全国の標識適正化委員会でも標識改善の取組方針や英語表記規定を作成し、道路標識の改善を進めている。

アクセシブルルートを含む競技会場周辺の道路についても、連続的・面的なユニバーサルデザイン化を推進した。

第3節

良好な景観形成等美しい国づくり

1 良好な景観の形成

(1) 景観法等を活用したまちづくりの推進

「景観法」に基づく景観行政団体は平成31年3月末時点で737団体に増加し、景観計画は578団体で策定されるなど、良好な景観形成の取組みが推進されている。また、「屋外広告物法」に基づく条例を制定している景観行政団体は、31年4月1日時点で216団体に増加し、総合的な景観まちづくりが進められている。

(2) 社会資本整備における景観検討の取組み

景観に配慮した社会資本整備を進めるため、地域住民や学識経験者等の多様な意見を聴取しつつ、事業後の景観の予測・評価を行い、事業案に反映させる取組みを推進している。

(3) 無電柱化の推進

良好な景観の形成や観光振興、安全で快適な通行空間の確保、道路の防災性の向上等の観点から、低コスト手法の普及、事業期間の短縮、固定資産税の特例措置の拡充などにより、無電柱化推進計画に基づき無電柱化を推進した。

(4) 「日本風景街道」の推進

多様な主体による協働の下、道を舞台に、地域資源を活かした修景・緑化を進め、観光立国の実現や地域の活性化に寄与することを目的に「日本風景街道」を推進している。令和2年3月末現在144ルートが日本風景街道として登録

されており、「道の駅」との連携を図りつつ、道路を活用した美しい景観形成や地域の魅力向上に資する活動を支援している。

(5) 景観に配慮した道路デザインの推進

安全・円滑・快適に加えて、景観面での美しさを備えた道路の整備に関する一般的技術的指針である「道路デザイン指針（案）」や道路附属物等の設置・更新を検討するにあたっての景観への配慮事項を示した「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」等に基づき、良好な景観形成の取組みを推進している。

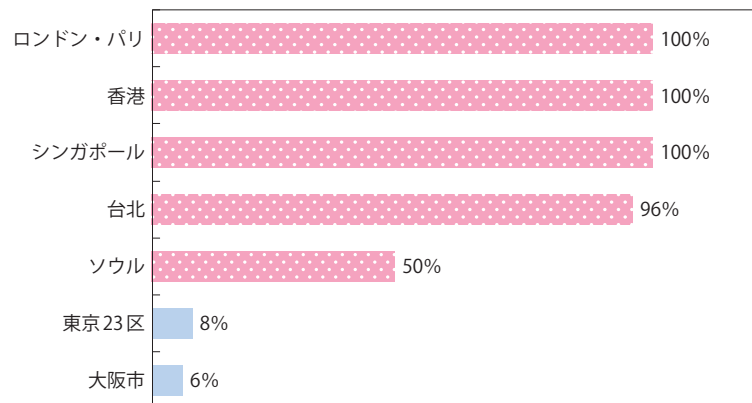
(6) 水辺空間等の整備の推進

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するための「多自然川づくり」をすべての川づくりにおいて推進している。

河口から水源地まで河川とそれにつながるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化及び観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、「かわまちづくり」計画を作成し、河川空間とまち空間が融合した良好な空間の形成を推進している。

具体的には、良好な河川環境を保全・復元及び創出する「総合水系環境整備事業」や河川空間をオープン化する「河川敷地占用許可準則の緩和措置」、ダムを活用した水源地域活性化を図る「水源

図表 II-3-3-1 欧米やアジアの主要都市と日本の無電柱化の現状



- ※1 ロンドン、パリは海外電力調査会調べによる2004年の状況（ケーブル延長ベース）
 ※2 香港は国際建設技術協会調べによる2004年の状況（ケーブル延長ベース）
 ※3 シンガポールは『POWER QUALITY INITIATIVES IN SINGAPORE, CIRED2001, Singapore, 2001』による2001年の状況（ケーブル延長ベース）
 ※4 台北は台北市道路管線情報センター資料による台北市区の2015年の状況（ケーブル延長ベース）
 ※5 ソウルは韓国電力統計2019による2018年の状況（ケーブル延長ベース）
 ※6 日本は国土交通省調べによる2019年度末の状況（道路延長ベース）
 資料）国土交通省

地域ビジョン」、広く一般に向けて川の価値を見いだす機会を提供する「ミズベリングプロジェクト」等により支援している。

また、下水処理水のせせらぎ水路としての活用等を推進し、水辺の再生・創出に取り組んでいる。さらに、汚水処理の適切な実施により、良好な水環境を保全・創出している。

II

第3章

観光先進国の実現と美しい国づくり

2 自然・歴史や文化を活かした地域づくり

(1) 我が国固有の文化的資産の保存・活用等に資する国営公園等の整備

我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用等を図るため、国営公園等の整備を推進しており、17公園が開園している。令和元年度には、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園等の整備を行った。また、閣議決定に基づき、「明治150年」関連施策の一環として、明治記念大磯邸園の整備を行った。

(2) 古都における歴史的風土の保存

京都市、奈良市、鎌倉市等の古都においては、「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（古都保存法）」に基づき、建築物等の新・増・改築、宅地の造成等行為の制限を行うとともに、土地の買入れなどの古都保存事業や普及啓発活動等を実施することにより、歴史的風土の保存を図っている。

図表 II -3-3-2

昭和7年創建当時の姿で保存改修した彦根地方気象台

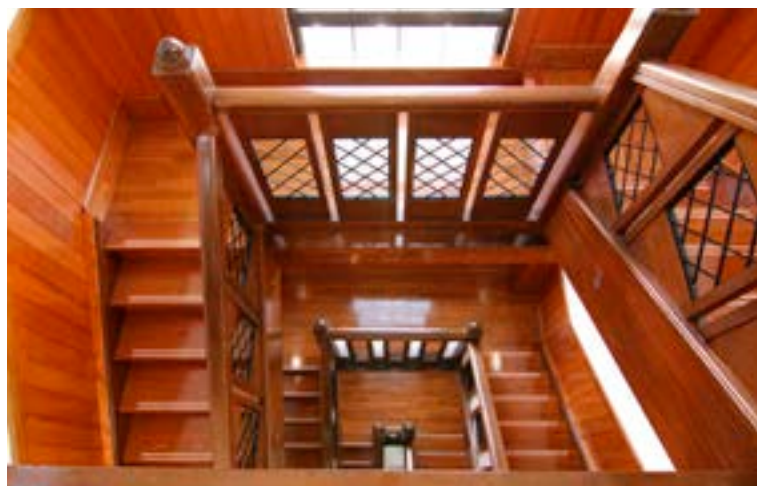


(3) 歴史的な公共建造物等の保存・活用

地域のまちづくりに寄与するために、長く地域に親しまれてきた歴史的な官庁施設の保存・活用を推進している。歴史的砂防関係施設（令和2年3月31日現在、重要文化財2件、登録有形文化財204件）については、施設及びその周辺環境一帯を地域の観光資源の核として位置付け、環境整備を行うなど、新たな交流の場の形成に資する取組みを促進している。

図表 II -3-3-3

創建当時の意匠を残しつつリニューアルした彦根地方気象台の木造階段



(4) 歴史文化を活かしたまちづくりの推進

地域の歴史や伝統文化を活かしたまちづくりを推進するため、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）」に基づき、81市町（令和2年3月31日現在）の歴史的風致維持向上計画を認定し、計画に基づく取組みを支援している。また、良好な景観や歴史的風致の形成を推進するため、景観・歴史資源となる建造物の改修等の支援を行った。

(5) ミズベリング・プロジェクトの推進

「ミズベリング」とは、日常的な生活や経済活動を営みながら、身近にある川をほとんど意識していない人々や民間企業に対し、川の外から改めて川の価値を見いだす機会を提供する取組みである。

多様な主体が連携したソーシャルデザインを生み出しながら、全国各地の水辺から地域活性化を実現しようとする活動であり、全国64箇所以上で展開されている。

川の価値を生かし、地域の宝としての役割を果たせるよう、ミズベリングを通じて地域の人々や民間企業の取組み支援を推進する。

(6) グリーンインフラの推進

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用

し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組みである「グリーンインフラ」を推進する。令和元年度にはグリーンインフラの推進の方策等を取りまとめた「グリーンインフラ推進戦略」を公表し、国、地方公共団体、民間企業、大学、研究機関等、多様な主体が幅広く参画するグリーンインフラ官民連携プラットフォームを設立した。

図表 II-3-3-4

荒川流域の歴史的治水・砂防施設を巡る観光・交流イベントを推進（福島県福島市）



資料) 国土交通省

図表 II-3-3-5

川床のスケッチ（宮川：岐阜県高山市）



資料) 公益社団法人高山青年会議所

図表 II-3-3-6

実現した川床の様子（宮川：岐阜県高山市）



資料) 公益社団法人高山青年会議所